

# 企業行動規範

## 1. 総則

### (1) 目的

本規範は、法令や本規範を始めとする社内規程類を遵守し、公平・公正な事業活動を行うことが、社会から信頼と共感を得て企業価値を高めることであり、同時にそれが私たち自身の利益にも完全に合致するという認識のもと、日常の業務において遵守すべき基本的事項を定めるものとします。

### (2) 適用範囲

本規範は、三菱エンジニアリングプラスチックス株式会社及びグループ会社（以下、「当社」という）の役員及び従業員並びに派遣社員等、当社の管理・監督下で当社の業務に従事する者全て（以下、「私たち」という）に適用します。

## 2. 事業活動にあたって遵守する事項

### (1) 品質、安全、環境保全

当社にとって、品質、保安防災、労働安全衛生、化学品安全、環境保全は、最も優先して取り組まなければならない課題です。

#### ①製品・サービスの品質

私たちは、より安全性、信頼性の高い優れた製品・サービスの提供に努力し、取り決められた製品・サービスの品質を維持、保証しなければなりません。

主な関連法令 製造物責任法

#### ②保安防災、労働安全衛生

私たちは、製品・サービスの製造、貯蔵、販売、輸送、廃棄などの過程での事故、災害等を防止するために必要な措置を講じるとともに、万が一事故、災害等が発生した場合には、その拡大防止と鎮圧に努めなければなりません。

また、日々の業務を行う場合は、常に安全と健康に配慮し、労働災害の防止に努めなければなりません。

主な関連法令 労働安全衛生法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法

#### ③化学品安全、環境保全

私たちは、製品の開発、製造、輸送、貯蔵、販売、廃棄に亘る全ての過程で、取り

扱う化学物質を適正に管理し、省資源、省エネルギーに努めて、人の健康に対する影響や環境負荷を低減しなければなりません。

主な関連法令 化審法、労働安全衛生法、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、地球温暖化対策推進法、REACH 規則

## (2) 法令の遵守

弱い立場の者を保護したり、公平・公正な事業活動の機会や公益を確保したりするため、事業活動のルールが法律によって定められています。私たちは、これら法令を正しく理解し、遵守しなければなりません。

### ①各種業法等の遵守

私たちは、事業活動にあたっては、必要な許認可、届出などの手続きを含め、各種業法等（業界の自主規制等を含む）の内容を十分確認、理解し、遵守しなければなりません。

### ②独占禁止法の遵守

私たちは、事業活動において、カルテル、再販売価格の拘束、抱き合わせ販売、不当廉売、拘束条件付販売、優越的地位の濫用など、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引を行うことを禁止した独占禁止法等を遵守しなければなりません。

主な関連法令 独占禁止法、取適法（旧・下請法）、景品表示法

### ③不正競争防止法の遵守

私たちは、同業他社との競争において、他社の商標や商品表示を使用して市場を混同させる行為、他社営業秘密を不正に取得して利用する行為、他社の信用を毀損する行為、品質内容等を誤認させる行為などを禁止した不正競争防止法を遵守しなければなりません。

主な関連法令 不正競争防止法

### ④知的財産権の保護

私たちは、特許法その他知的財産権に係る法律を遵守し、他人の知的財産権を不当に侵害してはなりません。

主な関連法令 特許法、実用新案法、商標法、意匠法、著作権法

### ⑤輸出入関連法令の遵守

私たちは、輸出入に関する法令や国際条約を遵守し、適切な輸出入手続きを行わな

ければなりません。また、大量破壊兵器や通常兵器の製造、使用に関連する貨物や技術の輸出に係る法令を遵守しなければなりません。

主な関連法令 外為法、輸出入取引法、輸出貿易管理令、バーゼル条約

#### ⑥会計・税務関連法令の遵守、適切な情報開示

私たちは、適切な情報の開示のため、自社に適用される会計基準や税法を理解し、会計・税務の処理や報告を法令・諸規則に基づき適時、適法に行わなければなりません。

主な関連法令 会社法、金融商品取引法、税法、企業会計原則

### (3) 公正の確保

私たちは、すべての取引先との間で、自由な競争原理に基づいた公正な取引を行わなければなりません。このため私たちは、法令だけでなく、一般的な社会ルールや社会道徳、国際ルールを遵守しなければなりません。

#### ①調達・購入取引先の決定

私たちは、調達・購入取引先の決定にあたって、長期的、安定的な購買取引を前提に、常に対等、公正な立場で品質と価格を経済合理性に基づいて評価し、適切な手続きに基づき選択しなければなりません。

また、紛争鉱物など、人権・環境等の社会問題への影響を考慮した調達活動を推進しなければなりません。

主な関連法令 独占禁止法、取適法（旧・下請法）

#### ②接待・贈答・贈収賄

私たちは、取引先への接待・贈答および取引先からの接待・贈答を円滑な業務遂行の目的に限るものとし、法令に抵触することなく、社会通念上妥当と認められる範囲で節度をもって行い、それによって事業活動が左右されることがないようにしなければなりません。

公務員その他あらゆる利害関係者との間において、不当・不正な利益を目的とする金品その他の利益や便宜の授受（贈収賄等）を行ってはなりません。

主な関連法令 刑法（贈賄罪）、斡旋利得処罰法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄法（UKBA）、その他各国の贈収賄規制法

### (4) 情報開示

私たちは、企業秘密や守秘義務を負っている情報を除き、投資家、取引先、地域社

会、従業員をはじめとするステークホルダーの皆様が夫々必要としている情報を適切に開示し、公正で透明な事業活動を行わなければなりません。

#### ①経営情報の開示

私たちは、当社の事業活動内容、経営状況等の正確な情報を関係法令に従って、適時かつ公平に開示しなければなりません。

#### ②説明責任

私たちは、社会に重大な影響を与えるなど、社会が必要としている情報については、法制上開示が必要とされていなくとも、適切に公開し、説明責任を果たさなければなりません。

### (5) 事業活動の記録

私たちは、適正な申告、報告、開示等を行うため、事業活動を正確に反映した記録を作成し、保管しなければなりません。

主な関連法令 会社法、税法、金融商品取引法

### (6) 社会の一員としての活動

私たちは、国内外を問わず広く事業活動を行っていますが、事業活動にあたっては、社会的責任を認識して常に地域社会の発展に貢献し、良好な関係を維持しなければなりません。

#### ①寄付行為

私たちは、寄付を行うにあたっては、企業の社会的責任の一環として公共の利益に資するものであるか十分検討したうえで行わなければなりません。

#### ②政治・行政との関係

私たちは、政治・行政と健全かつ正常な関係を維持しなければなりません。

政治献金、選挙、政治活動にあたっては、関係法令を遵守しなければなりません。また、国内外を問わず、公務員又はこれに準じる立場の者に対する接待、贈答等については、関係法令を遵守するとともに、これら公務員等に係る倫理基準への理解を深め、その遵守に協力しなければなりません。

主な関連法令 公職選挙法、政治資金規正法、国家公務員倫理法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄法（UKBA）、その他各国の贈収賄規制法

### ③反社会的勢力

私たちは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を断絶しなければなりません。

主な関連法令 暴力団対策法、会社法（利益供与）、各都道府県暴力団排除条例

## 3. 人権・多様性の尊重

私たちは、基本的人権と多様性（ダイバーシティ）を尊重し、差別のない公正かつ健全な職場環境、事業活動を実現しなければなりません。

### ①差別の禁止

私たちは、人種・性別・国籍・年齢・宗教・出自などによる差別や人の尊厳を傷つける行為を行ってはなりません。

主な関連法令 憲法、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、障害者基本法

### ②ハラスメント等の禁止

私たちは、自分の地位や立場を利用して人に何かを強要したり、嫌悪感を覚えさせたり、他者の尊厳を傷つけるような行為（いわゆるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど）を行ってはなりません。

主な関連法令 男女雇用機会均等法、民法（不法行為）

### ③プライバシーの尊重、個人情報の保護

私たちは、個人のプライバシーを尊重し、個人情報は細心の注意を払って管理しなければなりません。

主な関連法令 憲法、個人情報保護法、EU 一般データ保護規則（GDPR）、その他各国の個人情報保護関連法

### ④非人道的な労働行為の禁止

私たちは、強制労働・児童労働・奴隷的労働など非人道的な労働行為による人権侵害を認めてはなりません。

主な関連法令 憲法、労働基準法、技能実習法

### ⑤グローバル活動

私たちは、グローバルな事業活動を行うにあたり、あらゆる国・地域の慣習・文化を尊重し、相互理解の深化に努めなければなりません。

#### 4. 三菱エンジニアリングプラスチックスグループ社員として遵守する事項

##### (1) 利益相反行為等の禁止

私たちは、会社の許可なく、当社の利益を犠牲にすることで自己又は第三者の利益を図ってはなりません。

##### ①利益相反取引の禁止

私たちは、会社の許可なく、競業取引、自己取引などの利益相反取引を行ってはなりません。

主な関連法令 会社法、民法

##### ②インサイダー取引の禁止

私たちは、職務上知り得たインサイダー情報を利用して親会社及び他社の株式等の売買を行ってはならず、他者にこれを勧めてもなりません。

主な関連法令 金融商品取引法、証券取引所適時開示規則

##### ③個人的利得の禁止

私たちは、職務上の立場を利用して、取引先等に対して個人的利得や便宜を要求してはなりません。

主な関連法令 刑法（背任罪）、会社法（特別背任罪）

##### (2) その他一般的遵守事項

##### ①守秘義務

私たちは、在職中のみならず退職後も、業務上知り得た会社の機密に属する非公開情報を厳重に管理し、許可なく外部に漏らしたり不正に利用したりしてはなりません。

主な関連法令 不正競争防止法

##### ②会社資産の保護

私たちは、有形、無形を問わず、会社の資産を、毀損、散逸、盗難等から保全し、正当な業務目的にのみ使用しなければなりません。

主な関連法令 刑法（背任罪、窃盗罪、横領罪）、会社法（特別背任罪）

##### ③違反の連絡

私たちは、法令等の違反や人権の侵害、又はそのおそれについて、上司や会社のコンプライアンス相談窓口にも速やかに提起しなければなりません。

主な関連法令 公益通報者保護法

#### 附則

1. 本規範は、内部統制推進室が所管し、改廃は社長決裁により行う。

#### 改定履歴

平成 17 年 6 月 1 日 制定

令和 4 年 10 月 1 日 改定

令和 8 年 5 月 1 日 改定